

岩手県告示第148号

令和5年2月20日付け官報第921号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第282号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 岩手郡葛巻町江刈第21地割字川向22の59、22の60
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 村木栄彦
- 2 通知の内容を掲示した場所 葛巻町役場